

平成20年4月1日の医療制度改革の内容 (後期高齢者医療制度以外の改正)

■一部負担金の負担割合の見直し

■70歳から74歳の人

負担割合が1割の人は2割になります。

■3歳から義務教育就学前までの乳幼児

今まで3歳未満までの人は負担割合が2割でしたが、改正により義務教育就学前まで拡大されます。

■特定健診・特定保健指導

各医療保険者は、40歳以上の被保険者に特定健診・特定保健指導を行うことが義務付けられました。生活習慣病、特に内臓脂肪症候群(メタボリックシンドローム)の該当者や予備群を減少させるため、特定健診で対象者を把握し、特定保健指導で予防・改善に向けての指導をします。

■国民健康保険税

■後期高齢者支援金分

20年度の国民健康保険税からは、現在の医療給付費分と介護納付金分に新たに「後期高齢者支援金分」を含めた金額を納付することになります。

■65歳以上の納付方法

世帯内の被保険者全員が65歳以上で、世帯主が年額18万円以上の年金を受給している場合は、年金から差し引かれます。

■退職者医療制度の対象年齢の見直し

75歳未満から65歳未満に変更となります。65歳以上で退職被保険者の人は、平成20年4月1日から一般の国民健康保険被保険者に変更となります。

療制度への加入時から、2年間
は保険料が軽減されます。所得
の低い人は、世帯の所得水準に
応じて保険料が軽減されます。
保険料の額は「1人当たりの
金額」と「所得に応じた金額」
の合計額となりますが、具体的
な金額については、11月ごろに
開催される岩手県後期高齢者医
療広域連合議会で決定される予
定です。

【保険料の納め方】

①特別徴収

年額18万円以上の年金受給者
は、保険料が年金から差し引か

れる特別徴収の対象となります。
ただし、介護保険料と合わせ
た保険料額が、年金額の2分の
1を超える場合には、特別徴収
の対象外となります。

②普通徴収

前述①の特別徴収の対象にな
らない人や、ほかの事情がある
人は、納付書や口座振替などに
より、市に納めることになりま
す。

【問い合わせ】本庁健康福祉企
画室(内線232)、または各総
合支所老人保健担当課

注意

保険者証の有効期限と送付

後期高齢者医療制度の開始に伴い、国民健康保
険被保険者証の約9割に有効期限の変更が生じ
ます。被保険者・医療機関などの混乱を回避する
ため、今回発行する被保険者証の有効期限を例年
の9月30日から制度改革時の平成20年3月31日
に短縮します。また、20年4月以降に使用する保
険証などは、3月に送付します。

平成20年4月から 高齢者の医療制度が 変わります

新たな高齢者医療制度の創設

～後期高齢者医療制度スタート～

現在、75歳以上の人たちは、国民健康保険や被用者保険
などの医療保険制度に加入しながら、老人保健制度で医療
を受けています。この老人保健制度は平成19年度で廃止さ
れ、20年4月からは新しく「後期高齢者医療制度」が始ま
ります。この制度の内容、ほかに20年4月1日から改正さ
れる医療制度についてお知らせします。

どうして制度改正するの

これまでの老人保健制度に替
わり、新しく創設される「後期
高齢者医療制度」は、平成20年
4月から運営が始まります。

老人医療費を中心に国民医療
費が増大するなか、国民皆保険
を維持し、医療保険制度を将来
にわたって持続可能にしてい
くため、高齢社会に対応した新し
い仕組みが必要となりました。
そこで国では、高齢者世代と
現役世代の負担を明確化し、公
平で分かりやすい制度とするた
めに独立した医療体制「後期高
齢者医療制度」を創設するもの
です。またこれは、都道府県単

位を軸とする保険者の再編・統
合を進め、保険財政の基盤の安
定を図り、医療保険制度の一元
化を目指すことをねらいとして
います。

この制度の対象(被保険者) となるのはどんな人

後期高齢者(75歳以上の人)
と一定以上の障害のある65歳以
上の人が被保険者です。
20年度以降に被保険者になる
人は、現在加入中の国民健康保
険や被用者保険から脱退し、独
立した後期高齢者医療制度に移
行することになります。

今の保険証や医療給付はど うなるの

現在持っている保険証・老人
保健医療受給者証は、後期高齢
者医療制度被保険者証に変わ
ります。

医療給付は、現在の老人保健
医療と同様の内容です。

保険料はどうなるの

保険料は被保険者全員が支払
うことになります。これにより、
家族の社会保険の被扶養者とな
るなど、これまで保険料を負担
してこなかった人も保険料を支
払うこととなります。しかし、
緩和措置として、後期高齢者医



健康が第一。たくさんの笑顔で、みんな元気に。

20年3月1日までに
75歳になる人は
ご注意ください

これから75歳の誕生日を
迎える人で、昭和7年10月
1日から8年3月1日まで
に生まれた人は、後期高齢
者医療制度が始まるまでの
間、老人保健制度の適用と
なります。
医療機関を利用する際は、
現在の前期高齢者受給者証
に替わり、誕生月などに送
付する老人保健受給者証を
添えて提出してください。

《制度改革のイメージ》

〈平成20年3月まで〉

老人保健制度

退職者
医療

国 保

自営業者、農業者、
サラリーマンOB、
その他

被用者保険

サラリーマン
・健康保険組合
・政府管掌健康保険

〈平成20年4月から〉

後期高齢者医療制度

[独立制度]

後期高齢者

前期高齢者

制度間の医療費負担の
不均衡の調整

退職者医療
(経過措置)

国 保

自営業者、農業者、
サラリーマンOB、
その他

被用者保険

サラリーマン
・健康保険組合
・政府管掌健康保険